

個人番号記入シート

路線名		工事名		工事箇所									
被代理人	氏名	代理人			氏名								
	住所	代理人			住所								
担当者		個人番号											
代理人及び本人確認													
代理権確認		☐ ① 戸籍謄本、成年後見登記事項証明書その他資格を証するもの ☐ ② 委任状（印鑑証明書付き、確認日から3か月以内コピー不可） ☐ ③ ①又は②により確認できない場合（規則第6条第1項第3号） ☐ 本人並びに代理人の個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）の記載及び押印のある提出書類 ☐ 本人しか持ち得ない書類の提出（例：個人番号カード、健康保険証（個人識別事項の記載があるものに限る。））											
身元確認		☐ ① マイナンバーカード（個人番号カード） ☐ ② 下記書類のうち1つ ☐ 運転免許書、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書 ☐ 規則第7条第1項第2号（裏面参照） ☐ ③ ②による確認が困難な場合（下記のうち2つ） ☐ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合又は私立学校教職員共済制度の資格確認書 ☐ 介護保険の被保険者証 ☐ 健康保険日雇特例被保険者手帳 ☐ 国民年金手帳 ☐ 児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書 ☐ 規則第9条第1項第2号（裏面参照） * 代理権の確認を行った書類に記載された個人識別事項が記載されているものに限る。											
(被代理人の個人番号)		☐ ① マイナンバーカード（個人番号カード） ☐ ② 通知カード ☐ ③ 住民票の写し、住民票記載事項証明書 ☐ ④ ①～③による確認が困難な場合（規則第9条第6項第6号） ☐ 本人交付用税務書類又は官公署若しくは個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの ☐ 自身の個人番号に相違ない旨の申立書（作成日から6か月以内） ☐ 国外転出者に還付される個人番号カード又は通知カード ※「通知カード」は氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続が取られている場合に限る。											
備考		利用目的…税務署に提出する不動産等の譲受け対価の支払調書等に記載するため 規則…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則											

規則における個人番号利用事務実施者が適当と認める書類として、国税庁告示（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件）により告示された書類の具体例

●規則第7条第1項第2号

*代理権の確認を行った書類に記載された個人識別事項が記載されているものに限る。

- ☐ 1 税理士証票
- ☐ 2 写真付き学生証
写真付き身分証明書
写真付き社員証
写真付き資格証明書（船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員に関する検定の合格証）等）
- ☐ 3 戦傷病者手帳
- ☐ 4 カード等に電子的に記録された個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）を下記の方法により、提供を受ける者の端末等に表示させることにより確認
 - ・暗証番号による認証
 - ・生体認証
 - ・2次元バーコードの読取り

●規則第9条第1項第2号

*代理権の確認を行った書類に記載された個人識別事項が記載されているものに限る。

- ☐ 1 学生証（写真なし）
身分証明書（写真なし）
社員証（写真なし）
資格証明書（写真なし）（生活保護受給者証、恩給等の証書等）
- ☐ 2 国税、地方税、社会保険料若しくは公共料金の領収書又は納税証明書
- ☐ 3 印鑑登録証明書
戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可）
住民票の写し
住民票記載事項証明書
母子健康手帳
- ☐ 4 源泉徴収票（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票）
- ☐ 5 支払通知書（配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書）、特定口座年間取引報告書